

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 不燃建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物及び墨田区規則（以下「規則」という。）で定める<u>建築物</u>をいう。</p> <p>(4) <u>木造準耐火建築物等 建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物で規則で定める要件を備えているものをいう。</u></p> <p>(5) 市街地整備事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。</p> <p>(6) 都市計画道路事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業に基づく道路の整備事業をいう。</p> <p>(使用申込者の資格)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>特別区民税又は市町村民税を滞納していない者であって、次の各号のいずれかに該当するものは、コミュニティ住宅（規則で定めるコミュニティ住宅に限る。）を一時使用することができる。</u>この場合において、コミュニティ住宅を使用することができる期間は、規則で定める。</p> <p>(1) 現に<u>墨田区住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）第2条第7号</u>に規定する緊急対応地区内に居住し、当該居住地における規則で定める建築基準に合致する不燃建築物（仮設建築物を除く。）への建替え又は地震若しくは火災に対する安全性の向上を目的とした規則で定める建築物の改修に伴い一</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 不燃建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物及び<u>同条第9号の3に規定する準耐火建築物</u>で墨田区規則（以下「規則」という。）で定める<u>要件を備えているものをいう。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>(4) 〔同左〕</p> <p>(5) 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれにも該当する者は、コミュニティ住宅（規則で定めるコミュニティ住宅に限る。）を一時使用することができる。</u>この場合において、コミュニティ住宅を使用することができる期間は、規則で定める。</p> <p>(1) 現に<u>墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）第2条第5号</u>に規定する緊急対応地区内に居住し、当該居住地における規則で定める建築基準に合致する不燃建築物（仮設建築物を除く。）への建替え又は地震若しくは火災に対する安全性の向上を目的とした規則で定める建築物の改修に伴</p>

<p>時的に住宅を必要とする者</p> <p>(2) <u>現に規則で定める区域内に居住し、当該居住地における木造準耐火建築物等（仮設建築物を除く。）への建替えに伴い一時的に住宅を必要とする者</u></p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第26条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者又は入居者に対し使用許可を取り消し、又はコミュニティ住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) 一時使用をしている場合において、当該使用許可に係る建替え若しくは改修が中止されたとき、<u>第4条第2項第1号の建替え若しくは改修に該当しないこととなったとき、又は同項第2号の建替えに該当しないこととなったとき。</u></p> <p>(8) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>い一時的に住宅を必要とする者</p> <p>(2) <u>特別区民税又は市町村民税を滞納していない者</u></p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第26条 〔同左〕</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) 一時使用をしている場合において、当該使用許可に係る建替え若しくは改修が中止されたとき、<u>又は第4条第2項第1号の建替え若しくは改修に該当しないこととなったとき。</u></p> <p>(8) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>
---	--

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。